

第5回地域の医療を地域で守るための条例策定審議会 会議概要

日 時 平成28年9月1日（木） 15：00～16：20

場 所 鳴門市役所共済会館3階大会議室

出席者 委員15名（欠席2名）
健康福祉部長、参与、健康政策課職員5名、長寿介護課長、保険課長

備 考 本審議会は公開で開催された

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

- (1) 仮称) 鳴門市地域の医療を地域で守るための条例素案について
～事務局より条例素案の説明（略）～

委員) 前文の最後の段落の「健康で住み慣れた地域で安心して暮らせるように」の部分で、「健康で」と「安心して」が二重に「暮らせるように」に係り、間に「住み慣れた地域で」が入ってきている。耳慣れた感じにするのであれば、「健康で」で一度句点を打ったらどうだろうか。

第3条の基本理念の第2号にある、保健、医療、福祉及び介護の連携については、「、」第5条と第7条では「・」となっている。どちらかに統一したらと思う。解説も同じ。

また、解説で「医療・介護・予防等が継続的かつ一体的に提供されるよう、保健、医療、福祉及び介護の連携が必要となります」となっているが、むしろ前を消して、「保健、医療、福祉及び介護が継続的かつ一体的に提供されるよう連携が必要となります」にすると、すっきりすると思う。

第4条の「市民の役割」第7号は、非常にセンシティブなところ。終末期医療の選択なども解説には十分書いてあるが、条文のみ読むと「適切な医療機関等を選択することができる」になり、総合病院に行くか、かかりつけ医に行くかなどしか捉えられない。「適切な医療機関及び医療提供方法」とすると、医療機関を選択するだけでなく、終末期などの医療の提供方法なども加わると思う。

第4条第2号の「市民の役割」の解説で、長く高齢者が元気で暮らしていくには、生きがいがあったり、社会参加したり、役割があったりすることが大切ということもあるので、特に解説には「健康で長生きするためには、(健康寿命を高めるためには)社会参加も大切です」と加えたらどうか。

第5条第1項第4号の「医療機関等の役割」の解説で、医療機関が成り立っているというのはおかしいので、「地域医療は」や「地域医療の提供体制は」としてはどうか。また、日々の健康管理だけではなく、「日々の健康管理や診療を行う」と診療を入れたほうが良い。

ずっとこだわっているところで、前文の解説で、地域のコミュニティが大切だと述べているが、第7条の第3号の「市の基本的施策等」では「啓発や教育を積極的に行うこと」になっている。もちろん地域や職場でやっていただいているということが、健康づくりのできる環境づくりになってくるかと思うが、それにプラスして、「健康な地域づくりを積極的に行うこと」と追加できないか。

会 長) 「健康で安心して」という言葉の続き具合だが、2つを続けて、並べて出すべきなのか、あるいは「健康な」という言葉だけにすべきか、安心の要素も入れるのか。安心してとは、より広い要素があり、福祉的な価値観や、防災、安全とかの意味も含まれるので、安心してという用語をここで掲げるべきなのかというニュアンスを含めてのご指摘だと思う。さらに、事務局で整理、検討してほしい。

第4条の「市民の役割」の第7号で、事務局の説明と解説とにズレがあると感じた。延命医療の選択や在宅医療の選択、看取りのあり方などまで解説をするならば、ここは、適切な医療の選択とすることで、より広く、全体を含めることができると感じた。

「市の基本的施策等」について、健康な地域づくりという意見があったが、施策としてのイメージをもう少し補足して説明してほしい。

委 員) 今、第二次の「健康日本 21」を国が定めており、それを基に各県や市町村が健康づくり計画を策定している。その中に、「ソーシャルキャピタル」の概念があり、地域のつながりが残っているところが、様々な疾病が少なかったり、非常に健康度、合計特殊出生率が高かったり、健康面においても良い効果があると言われている。人材育成だけではなく、その人材がリーダーになって、中心になって、地域全体を動かしていくような、そういう取り組みができればと。事務局の説明でも、健康づくりの団体やボランティアもあるようなので、その人たちを中心に動かしていくような支援を市としてもしていただけると良いという意味で、健康な地域づくりについて話をした。

会 長) 委員は、早い段階から、ソーシャルキャピタルの概念を紹介されていた。地域社会の中での絆や人と人との信頼感が高いところほど、経済活動も活発になり、住民の

健康面でもプラスになるとのこと。健康づくりにおける、ソーシャルキャピタル、人と人との絆、繋がり、信頼感を醸成していく、豊かにしていき、健康づくりにもつながるといふ、健康な地域づくりという概念は大切。直接的な健康づくりではない、より広い基礎的な信頼度の高い社会関係資本をつくるようなことも、全体として、市の責務。支援していく責務も含めて、さらに検討を。

委員) 今、「いきいきサロン」を立ち上げ、地域の方に参加してもらっている。鳴門市で、サロンはかなりの数が立ち上がっている。健康だけでなく、色々な話し合いもできるし、地域の方と様々な勉強もできる。それが健康につながる。

委員) この条例は、医療提供者側だけが守る条例ではなく、市民も巻き込んだ、みんなが守る条例。前文は、医療の提供側の役割とか、医師の高齢化、診療科目の偏在、医療従事者の不足など医療従事者のことは書いていたが、それらを報道するマスコミの影響も大きい。市民にはマスコミ報道に左右されることなく、地域医療に関して正しい情報をつかんでほしいと思う。

事務局) 地域医療について、市民に正しい理解をしていただくため、啓発や取組みを進めていくのが、市の本来の役割かと考える。

委員) 第2条第4号の用語の定義で、医師、歯科医師、看護師、薬剤師などをまとめて「地域医療に携わる団体及び個人」に置き換え、広い意味を持たせるために「個人」という言葉を使ったが、わかりにくくなった。個人を「その従事者」とする方がわかりやすいのでは。

第3条第2号の基本理念で、第1号にあった「保健、医療、福祉及び介護の連携」を2号に移動させたが、「保健、医療、福祉及び介護」と「市民、医療機関等及び市」とが、ほぼ同じ内容のことを指していると思うが、それならば削除してはどうだろうか。全体的に広い意味を持たせようとしているが、もっと簡単にしても良いのでは。

委員) 素案や解説の中に、子どもや学校という言葉が出てくるが、鳴門市の小児医療の現実はどうなのか。コンビニ受診のことも書いてあるが、子どもは、病院が閉まった時間や夜間、休日に体調を崩すことが多い。鳴門では、子どもの症状と違った専門の先生が当番医のことが多く、夜の11時以降に開いている、徳島市の病院にかかってしまう。鳴門にも、そんな便利な病院があったら良いと思う。

事務局) 小児救急に関しては、小児科の数も少なくなっている中で、小児科の先生も頑張っている状況。非常に難しい問題である。市独自でというのは難しいので、県の

方で広域的に体制整備をしているところ。ここに書かれているコンビニ受診に関しては、体調が悪いのに診療時間外に受診するのがコンビニ受診ではなく、昼間から体調が悪いのに、保護者の都合で診療時間外に受診されるということもあって、それに対応する医師も非常に厳しい状況であるので、それを抑制していきたいという意味合い。表現が少しわかりにくかったかもしれない。「子どもの健康相談ダイヤル#8000」などについても、合わせて普及啓発が必要かもしれない。

委員) 前文で「健康を害したり」という表現があるが、「健康を損なったり」という表現の方が適切では。

「必要な時に必要とする」は、重複している。どちらかいらないのでは。

会長) 第2条第1号の市民の定義で、健康づくりの推進に及ぶ市民の定義と、地域医療を守る立場に及ぶ市民の定義は違うように思うが。

事務局) 市の法令担当と協議しながら整理する。

委員) 健康づくりに関しても、職場なら代表者が、学校なら学校長が責任を持つということがある。鳴門市に所在があるところの健康づくりは、鳴門市の人のみがサービスを利用するだけでなく、周囲にも影響を与えるので、健康づくりについても住民票がある人以外の人も関係があると考ええる。

委員) 条例名称については、「鳴門市健康づくりの推進と地域医療を守り育む条例」が良いと思う。「及び」でつなぐよりも「と」でつなぐ方がわかりやすい。

委員) 「地域医療」を1つの言葉にしているが、「地域の医療」としたほうが、わかりやすいと思う。